

建設事業の取扱い（その3）

建設事業の取扱い（その3）について、次のとおり提出する。

平成16年4月22日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

建設事業の取扱いについて

- 1 土地開発公社の取扱いについて
 - (1) 土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については、三重町、大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。